

## 法令によって死亡届書の記載事項証明書(死亡診断書の写し) の提出が義務付けられているもの

請 求 等 の 内 容	法 令 の 条 文
郵便局簡易生命保険	保険の種類ごとの約款（郵政民営化以前）による
国民年金遺族基礎年金の請求	国民年金法施行規則第 39 条第 3 項第 7 号
遺族厚生年金の請求	厚生年金保険法施行規則第 60 条第 3 項第 4 号
船員保険遺族年金の請求	船員保険法施行規則第 81 条第 3 項第 2 号
地方公務員等共済組合基礎年金の請求	地方公務員等共済組合法施行規程第 134 条第 2 項第 3 号
国家公務員共済組合遺族年金の請求	国家公務員共済組合法施行規則第 114 条の 26 第 2 項第 1 号
私立学校職員遺族共済年金の請求	私立学校教職員共済法施行規則第 33 条の 6 第 2 項第 3 号
農林漁業団体職員遺族年金の請求	農林漁業団体職員共済組合法施行規則第 41 条第 2 項第 1 号
労働者災害補償保険法の未支給の保険給付の請求	労働者災害補償保険法施行規則第 10 条第 3 項第 1 号
労働者災害補償保険法の遺族補償年金の請求	労働者災害補償保険法施行規則第 15 条の 2 第 3 項第 1 号
労働者災害補償保険法の遺族一時金の請求	労働者災害補償保険法施行規則第 16 条第 3 項第 3 号イ
労働者災害補償保険法の葬祭料の請求	労働者災害補償保険法施行規則第 17 条の 2 第 3 項
労働者災害補償保険法の遺族特別支給金の請求	労働者災害補償保険特別支給金支給規則第 5 条第 6 項第 1 号

※ 死亡届書の記載事項証明（死亡診断書の写し）は、死亡届をした市区町村役場で請求できますが、届出の日から数週間経った後は、所管の法務局に届書が移管されますので請求することができません。請求できるかどうか、事前に届出地の市区町村役場に電話でご確認ください。届書が移管された後は、法務局で証明書の請求をしてください。

※ 請求できるのは、死亡届の届出人または死亡者の親族などです。死亡者の親族が請求する際は、死亡者との関係が分かるもの（戸籍など）が必要な場合があります。

※ 窓口で請求する際は、保険証書、年金証書などの加入を証明するもの及び、窓口に来た人の本人確認書類が必要です。